

〔研究報告〕

当事者が語る児童養護施設のアフターケアの課題とあり方 —進学者に焦点を当てて—

片山 寛信

北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科

要旨

本研究は、児童養護施設退所者本人へのインタビュー調査から、児童養護施設のアフターケアの課題とあり方について検討することを目的とした。研究対象者は、北海道の児童養護施設を退所し、家庭復帰せず進学をした者とし、2005年の児童福祉法改正において、アフターケアが児童養護施設の業務として示された後、施設退所をした者に限定をした。インタビューは、個別の半構造化面接で実施し、得られたデータはSCATの手順に従い分析を行った。

分析結果から、出身施設に対する疎外感を当事者が抱くことによる相談のしづらさが、児童養護施設におけるアフターケアの課題として示唆された。アフターケアのあり方としては、画一化された支援ではなく、当事者のニーズに応じた個別化された本人支援、職員個人に依存しない継続した支援体制、出身施設の枠を超えた当事者グループの構築、疎外感を感じない相談しやすい関係の構築が重要であると考えられた。

キーワード

児童養護施設, 社会的養護, アフターケア, 当事者主体支援

I. 研究の背景と目的

現在全国の児童養護施設には、児童虐待、親の疾病や障がい等による養育困難、親の死亡等様々な理由により、約30,000人の子どもが入所し生活を営んでいる。これらの子どもたちの中には、施設入所に至った養護問題の全てが改善されて施設退所になるわけではなく、保護者に頼ることが出来ないまま施設退所に至るケースも少なくない。伊藤（2010）や高橋（2010）は、退所者から施設職員への相談内容は、職場や家庭の対人関係に関するものが多く、他にも結婚、出産、育児、保証人、金銭、異性間トラブル等多岐にわたることを明らかにしている。各自治体においても児童養護施設等の退所者調査が行われ（東京都，2011；大阪市，2012；静岡県，2012；埼玉県，2013；神奈川県，2013）、家庭復帰が行われなかった退所者は、相談できる身近な存在を必要とし、高い割合でその役割を自分の退所施設の職員に求めていることを示している。社会的養護下での生活を余儀なくされ、そこから巣立った後も、多くの退所者は「無条件で頼れる人がいない」（ふたばふらっとホーム，2012）状況で、その後もライフステージごとに多くの困難や逆境に遭遇することとなる。貧困の連鎖や虐待の連鎖に陥らないためにも、施設入

所中の生活支援であるインケアはもちろんのこと、施設退所後の支援であるアフターケアも非常に重要であると考えられる。

2005年の児童福祉法改正において、児童養護施設退所者のアフターケアは、児童養護施設の業務として明記された。しかし先行研究において、児童養護施設で実施されているアフターケアの現状は、「現在入所中の児童への支援で手一杯」で、アフターケアの実践でかかる費用も「職員個人の持ち出しで行」（伊藤，2010）、「職員個人の働きかけ」（宮田・田中，2013）による支援が多く、「担当職員だけでは担いきれない」（櫻谷，2014）と指摘されている。法律の改正から10年以上が経過した現在においても、アフターケアは、児童養護施設において組織的な取り組みとなっていない。

また、児童養護施設からの進学率は、厚生労働省の調査（2016）では21.1%とされ、全高卒者の進学割合である76.9%と比較すると圧倒的に低い。一方で、進学できたとしても、「約3割が中退」（ブリッジフォースマイル，2013）している。その要因は、『『経済的理由』が最も多く、全体の4分の1を占め…『精神的不調・負担』が全体の2割を占めている』（ブリッジフォースマイル，2013）児童養護施設退所後の進学が、経済的にも精神的にも困難を抱えやすい状況となっていることから、本研究においては、進学者に焦点を当てた分析を行うこととした。

アフターケアに関する先行研究は多く見られるが、

<連絡先>

片山 寛信

北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科

E-mail: katayama@hoku-iryo-u.ac.jp

児童養護施設職員を対象とした調査が多く、退所者本人を主体とした調査・研究は散見される程度である。自治体でのアンケート調査の中には退所者を対象としたものもあるが（東京都，2011；大阪市，2012；静岡県，2012；埼玉県，2013），自由記述について十分な質的分析が行われていないこと等に課題が残る。対人援助の現場において当事者の語りを聴くことは、分野を問わず重要なものである。「人が生きている内側の世界から語られる物語りは、私たちの『専門知』や『理論』といった外側からの枠組みでは理解できないもの」であり、「語り手の中にある個人の小さな『理論（説明モデル）』を聴き取ることが…対人援助に携わる人々に求められている」（山本，2016）ためである。児童養護施設の退所者自身からアフターケアに対しての語りを聴くことは、今後の支援を発展させていくためにも、利用者主体の権利擁護の視点からも意義があるといえる。そこで本研究では、児童養護施設退所者（以下当事者）にインタビューを行い、アフターケアの課題とあり方を探索的に検討することを目的とする。

II. 調査対象と分析方法

1. 調査対象

本研究では、2005年の児童福祉法改正においてアフターケアが児童養護施設の業務として定められた後に、北海道にある児童養護施設から退所し、高校卒業後の4月から進学をした2名のケースに焦点を当てた分析を行う。

インタビューは、個別の半構造化面接をプライバシーが確保できる個室で実施、調査対象者の了承を得た上で、ICレコーダーで録音を行なった。1人あたりのインタビュー時間は約40分～約90分である。調査対象者の属性は（表1）の通りで、調査実施期間は2016年6月から2016年7月である。

表 1

	A	B
性別	男性	女性
高校卒業直後の進路	専門学校	専門学校
退所後の年数	3年	9年
現在の職業	福祉関係	福祉関係

2. 分析方法

本研究は「分析手続きが明瞭であり、小規模のデータにも適用でき」、「手続きに従って作業を進めることで、それに無理なく導かれて、分析を完結させることができる」（大谷，2011）ことが特徴である質的データ分析の手法の1つ、大谷（2008，2011）によって開発されたSCAT（Steps for Coding and Theorization）で分析を行う。大谷によると「SCATを用いた研究は

現在までに、教育工学、教育社会学、幼児教育学、養護教育、メディアリテラシー教育、日本語教育、法曹教育、臨床心理学、医学教育学、臨床研究、薬学、看護学、スポーツビジネス研究、ヒューマンサービス研究等、じつに多様な領域で発表されている」（大谷，2011）とされており、他分野での研究で信頼性が担保されていること、本研究が小規模データを扱うことから、分析方法として妥当と判断した。

SCATの手順は、大谷（2011）が示している通り、セグメント化したデータをマトリクス内に記述し、〈1〉データの中の着目すべき語句〈2〉それを言いかえるためのデータ外の語句〈3〉それを説明するための語句〈4〉そこから浮き上がるテーマ・構成概念の順にコードを付し、〈4〉のテーマ・構成概念を紡いでストーリー・ラインを記述し、理論を記述する手続きをとる。

3. 倫理的配慮

本研究では調査対象者のプライバシーに関わる内容についての質問が想定されるため、調査対象者の安全と人権を最優先するため十分な配慮と注意を払った。

北海道医療大学大学院看護福祉学研究科倫理審査委員会に申請し承認を得て実施した。（2016年4月28日承認番号：16N005004）

III. 結果

1. 出身施設より実施されたアフターケア

厚生労働省が示している児童養護施設運営指針（2012）には、「子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援を積極的に行う」ために、以下が示されている。

- ・アフターケアは施設の業務であり、退所後も施設に相談できることを伝える。
- ・退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備する。
- ・必要に応じて、児童相談所、市町村の担当課、地域の関係機関、自立援助ホームやアフターケア事業を行う団体等と積極的な連携を図りながら支援を行う。
- ・施設退所者が集まれるような機会を設けたり、退所者グループの活動を支援し、参加を促す。

これを基として、本稿においては、児童養護施設が実施するアフターケアを、アフターケアの説明、当事者の状況把握、退所後の記録整備、関係機関との積極的な連携、帰省の機会作り、当事者グループへの活動支援の項目を設け、本稿のインタビュー対象者が、自身の出身施設より実施されたアフターケアを整理した。

表 2

		A	B
児童養護施設運営指針	アフターケアの説明	なし	施設職員からの口頭説明 計画書などの文章化されたものはない
	当事者の状況把握	なし	元担当職員が在職中は実施されたが、 退職後は連絡がなくなった
	退所後の記録整備	なし	なし
	関係機関との積極的な連携	なし	なし
	帰省の機会作り	施設からの招待ではなく、自ら訪問した	施設からの招待ではなく、自ら訪問した
	当事者グループへの活動支援	なし	なし
当事者のアフターケアの知識		専門学校の講義で知った	職員からの口頭説明で知った
アフターケア計画書の作成の有無		なし	なし

1) アフターケアの説明

アフターケアの説明とは、児童養護施設が当事者の相談に応じることが特別な配慮ではなく、施設の業務であることを、相談の窓口の所在も含め、当事者に説明を行うこととした。

出身施設からのアフターケアに関する説明は、1ケースで語られている。しかしながら、当事者が施設生活を送っている期間、「実際に、アフターケアとして保護されている人や、相談に来ている人がいない状況であり、職員は行動に移せているのか疑問」であった。また、アフターケア計画も作成されず、具体的に施設は何が実施できるのかについての理解を持たないままの退所であった。

アフターケアの説明を受けていない当事者は、アフターケアという言葉自体を知らないまま施設を退所し、生活を営んでいた。施設入所中に貯金した金銭のほとんどを保護者に搾取されるといった困難も含め、退所後の問題のほとんどを独力で解決していた。アフターケアについては、進学先である専門学校の講義の中で知り、自分自身の施設がアフターケアを実施していないことから、講義内容を懐疑的に捉え、知識と現実の乖離として処理していた。

2) 退所者の状況把握

退所者の状況把握は、出身施設からの定期的な退所者への連絡や面談とした。

アフターケアの説明を受けていた当事者は、退所時の担当職員（元担当職員）が勤務終了後に当事者の部屋を訪れてのインフォーマルな面談や、電話やメールによる近況確認の実施が行われていた。しかし、元担当職員が退職後は「ばったり連絡はなく」、当事者が施設に連絡しても、「今忙しいから」と待たされることが「しばしば」あり、元担当職員の退職による喪失感と疎外感から、施設への相談のしづらさが生まれていた。

アフターケアの説明を受けていない当事者には、出身施設からの定期的な連絡や面談等は行われていなかった。当事者は、施設に在籍していなければ頼りづらく

感じ、退所後は施設への所属感を喪失することも、相談のしづらさの要因の一つとなっている。

3) 退所後の記録整備

退所後の記録整備は、出身施設が当事者へのアフターケアについて記録を残し、情報の共有ができていたこととした。

双方のケースにおいて、当事者には退所後の記録の存在や、職員間の情報の共有は感じられていない。その結果が、施設への相談のしづらさとして語られている。

4) 関係機関との積極的な連携

関係機関との積極的な連携は、進学先の学校や職場、病院や行政機関と出身施設との連携によるアフターケアとした。

双方のケースにおいて、関係機関との積極的な連携の上のアフターケアは実施されていない。

5) 帰省の機会作り

帰省の機会作りは、出身施設主催による、退所者が集まる催しもの等、退所者や退職者が施設に集まる機会とした。

双方のケースにおいて、施設主催の帰省の機会は実施されていない。当事者が自らの意思で出身施設へ帰省し、職員との交流を持つことは語られている。

6) 当事者グループへの活動支援

当事者グループへの活動支援は、出身施設の枠を超えた、児童養護施設等の退所者や里親等の委託解除者の、当事者グループへの活動支援や、情報提供、参加の促しのこととした。

双方のケースにおいて、当事者グループの活動には興味を持ち、参加の希望が語られたが、北海道において積極的な活動を行っているグループの情報はなく、出身施設においても、活動支援や情報提供は行われていなかった。

2. アフターケアの課題とあり方

SCATの分析に手法に従い、ストーリーラインと理論記述が次の通り抽出された。

1) A氏

(1) ストーリーラインA

児童養護施設のアフターケアについて、出身施設からのアフターケアの未実施という、アフターケア実情を、当事者感覚として持っており、進学先の専門学校で学習した知識への疑念と、現状と理論の違いの感覚を抱いている。

施設退所は、親に近い存在の喪失と感じている。退所後の施設職員に対して、親でもない子でもない不安定な関係への葛藤を抱いている。在籍が存在の証明であり、入所児童の変化や改築等施設の体制の変化により、自分の育ちの証明の困難、存在証明の希薄さを感じ、施設からの自立の気持ちから積極的な喪失を意識している。その退所後の所属感の喪失から、施設は過去の存在として捉え、退所後の生活で困難に直面しても、施設への相談のしづらさがある。

施設入所経験に対するスティグマを持っており、普通の家庭への憧れがあり、施設出身だからという理由による、出身施設からのアフターケアに対する固辞がある。「普通」の存在への帰属志向があり、学校からの卒業支援は「普通」の子と同じであるため受け入れやすい。そのため、施設入所中に行われるリービングケアの充実を望み、退所後は画一化された支援ではなく個別化された支援を希望し、相談の不慣れがあることなどを含めた当事者の困難を付度したアプローチと、帰省ができる実家的存在への期待がある。

当事者交流の希望があり、その機会が施設帰省の糸口となり、相談機会に繋がるとの考えがあった。

当事者交流は、困りごとの相談の機会だけではなく、後輩に対するロールモデルとしての自身の役割の場ともなり、自己肯定感を高める機会になると考えている。

(2) 理論記述A

【アフターケアの課題】

- 出身施設からアフターケアについては未説明のまま施設退所し、アフターケアも未実施である。
- 何を相談して良いのかの具体的なイメージが持てず、相談のしづらさがある。
- 施設退所は親に近い存在の喪失でもある。
- 在籍が存在の証明であり、退所後は所属感を感じられない。
- 施設は過去の存在と考え、施設に頼らない自立を意識している。
- 施設は過去の存在と考え、施設退所後の生活における困難についての相談のしづらさがある。

【アフターケアのあり方】

- 施設退所後当事者が困らないような、リービングケアの充実。
- 画一化された支援ではなく、当事者の希望に応じ個別化された支援。
- ロールモデルとしての自身の役割を持った、当事者

交流への参加。

- 相談の不慣れ・施設への所属感の喪失による疎外感を克服するための、出身施設への帰省しやすい機会作り。
- 帰省を機会とする、相談のしづらさの解決。

2) B氏

(1) ストーリーラインB

出身施設からは口頭によるアフターケアの説明を受けたが、アフターケア計画書は未作成で、施設入所中に退所者へのアフターケア実践モデルを見聞きしておらず、施設によるアフターケア実践への不信感があった。

実際に施設を退所した後のアフターケア実践としては、元担当職員からの定期的な面談や連絡があり、元担当職員への信頼は高まっていた。

しかし、元担当職員退職後の体制変化は大きく、施設に連絡を入れても、多忙を理由に待たされることも多くなり、疎外感から施設への相談のしづらさとなった。

行われていたアフターケアは、職員個人依存のアフターケアであり、組織的なアフターケアの未実施と結論づけた。職員個人依存のアフターケアは職員の自己犠牲と疲弊により成り立っており、限界がある。それは結果として、当事者が抱える喪失感と罪悪感となった。その後は施設支援への諦めが生じ、相談のしづらさが増した。

アフターケアのあり方は、画一的支援への拒否があり、本人希望に応じて本人のタイミングで相談できる、当事者主体の個別化された支援を希望している。その実現には、職員個人に依存しない組織的支援体制と、記録と引き継ぎが行われる、継続的常設相談体制の構築を希望している。

相談のしづらさ解消には、施設主催の帰省の機会を設け、当事者と職員の交流をもつことが、相談のきっかけになると考えている。

多施設間当事者交流を行う当事者グループへの期待があり、その中で、ロールモデルとしての役割を持ち、知識経験の伝承を次世代の当事者に行い、苦労の連鎖の阻止を行いたいと考えている。

施設職員の多忙さと多負担を見て、施設主体のアフターケアの限界を当事者として感じている。そのため、当事者の居場所確保だけではなく、当事者が支援の窓口となり、必要に応じて施設支援へ中継する、当事者による当事者支援を行う仕組みを望んでいる。

(2) 理論記述B

【アフターケアの課題】

- アフターケアの実践が施設入所中に見えなければ、説明を受けても具体的なイメージが持てない。
- 口頭説明だけでは、安心ができない。
- アフターケアは具体的に何が出来るのか、何を行うのかの計画書がない。
- 職員個人に依存したアフターケア体制で、職員退職

後の対応に疎外感があり、相談のしづらさがある。

- ・多忙な施設による、アフターケアの限界を感じる。

【アフターケアのあり方】

- ・画一化された支援ではなく、本人希望に沿った当事者主体の個別化された支援。
- ・記録と引き継ぎが行われる、職員個人に依存しない組織的支援。
- ・アフターケア計画書が作成された、計画的な支援。
- ・帰省できる機会作り、当事者と職員の交流を行い相談のきっかけを作る等の、相談のしづらさの解決。
- ・ロールモデルとして、知識経験の伝承による苦勞の連鎖の阻止が期待できる、当事者グループによる当事者同士の支援。

IV. 考察

1. アフターケアの課題

当事者は児童養護施設退所後の地域生活において、様々な困難に直面している。児童福祉法においては、アフターケアは児童養護施設で実施するとされているが、当事者は自分の出身施設に対して相談のしづらさを抱いている。

これには、以下の様な要因が考えられる。まず、出身の児童養護施設から施設退所前に、アフターケアが特別なことではなく、児童養護施設の支援の一つであることの説明や、当事者が実施してもらいたいアフターケアの希望確認や、実際に提供できる支援についての説明と同意が実施されていないこと。また、アフターケアの説明が実施されていたとしても、困ったことがあったら相談できる旨を口頭で告げられたのみで、計画書等の文面はなく、具体的にイメージすることができない状況であること。さらに、当事者たちが児童養護施設入所中に、実際に施設がアフターケアを行っている姿を目の当たりにしておらず、何を相談して良い

のかかわりえず懐疑的に感じているといったことである。

さらに当事者にとって、施設退所は親に近い存在の喪失と感じられている上に、施設退所後、年数とともに変化する入所児童や施設職員、また施設の建物の改築等、出身施設の人的、物的環境の変化により、当事者自身が在籍していない出身施設に対し所属感を失い、それが疎外感に発展していると考えられる。また、職員の多忙な日常生活支援の現状を入所中に感じており、現入所児童や職員に対する遠慮や配慮、施設退所後は自分自身が後輩に対するロールモデルにならなければならない等の考えもあり、大村（2012）が、「退所者のプライドやスティグマ」があり、「支援—被支援の関係構築できにくく」、「退所後の時間の経過とともに、変わっていく措置児童や職員の顔ぶれにより、退所者にとっての施設の意味づけが形骸化し…『帰ってこられる場所』ではなく」と示しているように、「私たちがいう『実家』に近い感覚をもつ存在」（伊藤，2012）という機能を期待しつつも疎外感を抱き、相談しづらい状況になっていると考えられる。

これらの相談のしづらさから、出身施設とのコミュニケーションが気軽に取れなくなり、些細なことを相談できなくなる。その結果、当事者が直面した困難が複雑になり重大化した上で出身施設に伝わることとなり、アフターケアの実施がより困難なものとなっている可能性が考えられる。

一方で児童養護施設のアフターケアの困難については、背景で示した通り、人的課題、費用の課題、支援内容の複雑化等の課題が明らかにされている。これらを要因とし、当事者とのコミュニケーションが取りづらくなり、彼らの生活状況の確認が気軽にできない状況に陥っていると考えられる。出身施設から連絡が来なくなると、当事者としては、さらに疎外感を覚え、相談のしづらさが強くなると考えられる。（図1）

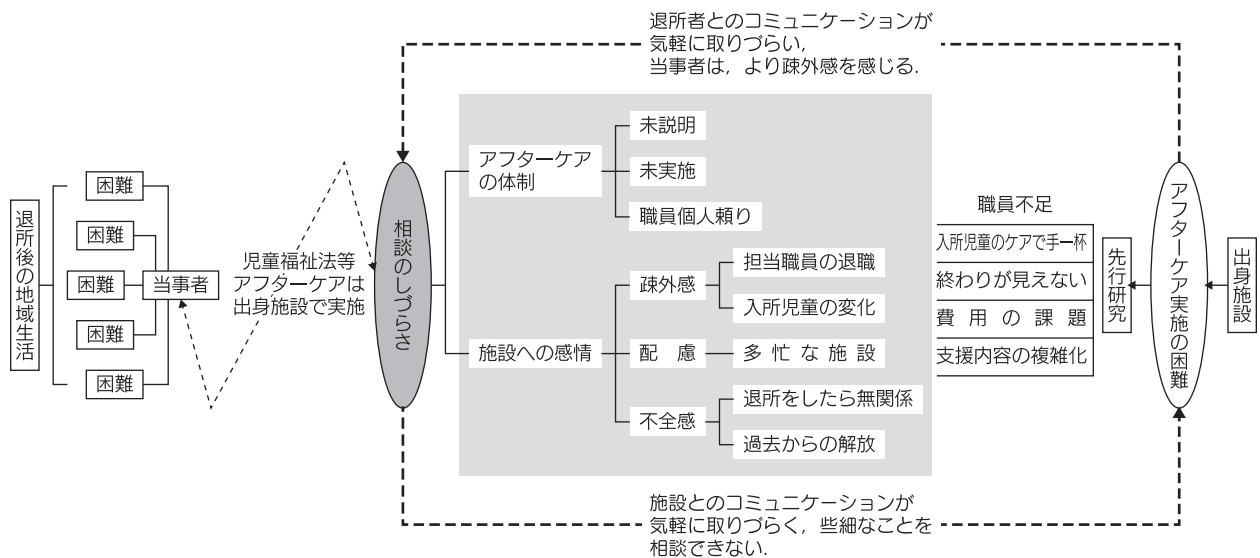


図 1

2. アフターケアのあり方

1) 個別化された当事者主体支援

画一化されたアフターケアを無差別無条件に実施するのではなく、当事者の意見や希望を踏まえた個別化された支援計画を当事者と共同で作成し、十分な説明と同意のもとで実行する必要がある。

児童養護施設に入所している要保護児童の支援においては「援助者が主導権を握り、問題解決への子どもの参加は著しく欠如しており、子どもによる問題や状況の意味づけといった子どもの『当事者性』が抑圧されてきた…『大人中心アプローチ』（中村，2015）が主流であると指摘されている。当事者の主体的な権利を保障し、パワーレスの状態からエンパワメントを高めるために、当事者性を重視した子ども中心アプローチが、アフターケアにおいても重要であると考え。『子どもの参画を可能とするには、子ども自身が権利意識をもってセルフ・アドボケイトが可能な心的状況に身を置くこと』が重要であり、『自分を大切にしたい』と思う心の有り様」（林，2013）である権利意識の回復が必要となる。つまり、児童養護施設における自立支援の基盤ともいえる、基本的信頼関係と自己肯定感の回復の支援を積み重ねとした、リービングケアと連動したアフターケアであることが望まれる。

2) 職員個人に依存しない、継続した支援体制

児童養護施設への入所は、健全な養育環境、心身の安全や発達の機会を奪われたため、最善の利益のもとに保護されたのだが、それによって、これまで過ごしてきた、地域、友人等の居場所が剥奪されている。この経験は、自尊感情が育まれづらいパワーレス傾向を与え、自己否定感、無力感を抱くこととなる。職員の退職等に伴いアフターケア体制が変化することで、再び当事者が居場所を奪われ、見放されたと感じてしまう。「見放すことは傷ついた子どもにさらなる不信と絶望を与える」（増沢，2009）ことにならないよう、組織としての継続的な取り組みを実施し、「安定した自分の存在の拠り所となる場所」（田中，2010）となることが重要であると考え。アフターケアとして定期的な連絡を当事者に実施することや、相談の窓口となる職員、実働する職員を明確化する等、児童養護施設における組織的なアフターケア体制を構築し、当事者へ情報提供を行うことが求められる。また、当事者個々の記録を作成し、ケースの引き継ぎを行うことが望まれる。

3) 施設の枠を超えた当事者グループ

多忙な施設に対し、全てのアフターケアを依存するだけではなく、「今ある資源を統合し有効活用するために、相談機能、生活支援機能、就労支援機能、経済的支援機能、コーディネート機能等を持った総合的な青少年の自立を支援する機関」（相澤，2008）の展開も必要である。その一つとして、出身施設の枠を超え、

多施設間の当事者が交流を持つ当事者グループ活動により、当事者同士がロールモデルとしての役割を持ち知識経験の伝承を行うことで、苦労の連鎖の阻止に繋がると考えられる。またそうした機関は、誰に相談するのかどこに相談するのかについて、過不足なく地域資源をコーディネートする存在であることが望まれる。

V. まとめ

当事者の語りから、児童養護施設のアフターケアの課題とあり方について検討し、今後のアフターケアのあり方として、相談のしづらさの解消が必要であることが示唆された。退所後に相談する相手として、東京都（2011）の調査では54.6%が施設職員や施設長への相談を行っており、出身施設への相談の期待が強い。しかし「退所後に一人暮らしをしている場合には、退所した施設以外に相談先がない一方で、退所時の施設との関係によっては施設に相談することが難しい」（大阪市，2012）との指摘もされている。さらに、職員の離職や異動、入所児童の変化や、建物の改築等で施設状況が変化する等、児童養護施設では恒久性の担保が困難であり、当事者は疎外感を抱きやすい。相談のしづらさの解消には、当事者が帰省しやすい居場所である必要がある。「子ども自身が『ありのままに居られる』『安心できる』『認めることができる』といった、子ども自身が主観的に感じる幸福感や福祉…の視点がそこにあるかどうか、それが『子どもの居場所』においては鍵」（田村，2016）となる。またそれは、「自分らしくいられる場所」であり、「この場にいる・いない・何を・しないの自由は『私』にあるということであり、仮にこの場になくても『あなたの席は設けられている』（杉山，2005）状態であることが必要である。当事者自身がいつ帰省しても、ありのまま安心できる、認められる環境が提供されていることが重要であり、離れた場所で生活をしていなくても、出身施設には自分の席が設けられていると思える場所である必要があると考え。当事者にとって相談がしやすい居場所となりえる取り組みとして、出身施設からの声掛けにより、施設を訪れる機会を提供することが挙げられる。訪問の理由づけができ、当事者が出身施設へ定期的に訪問できることで、相談の機会になるだけではなく、職員との個人的な関係の継続にも繋ぐことができる。「退職しても付き合いのあった元職員の方に親しみを持つのは当然」、「退職職員を援助システムの資源として活用することも重要である」（天羽，2002）とされているように、退所者が集まる機会に、退職した職員も招くことにより、現役職員だけではなく退職職員との交流も持てることとなる。これにより、当事者にとっての相談の窓口を増やすことが期待できる。

当事者が自分らしく人生を生きていくにあたって必

要な支援が、入所中から退所後まで切れ目なく継続され、地域で暮らす1人の若者として気軽に相談できる環境づくりが重要であると考えられる。

文献

- 相澤 仁 (2010). 施設退所後の年長児童への新たな支援策. 社会福祉研究, 103, 47-53.
- 天羽活一 (2002). 児童養護施設における自立支援とリービングケア. 鹿児島国際大学福祉社会学部編集, 21 (2), 21-34.
- 林 浩康 (2013). 子どもの最善の利益に適った児童福祉システムの再構築. 世界の児童と母性, 第75号, 15-19.
- 伊藤嘉余子 (2010). 児童養護施設退所児童のアフターケアに関する研究. 子ども家庭福祉学, 10, 35-45.
- 伊藤嘉余子 (2012). 児童養護施設退所者のアフターケアに関する一考察. 埼玉大学紀要教育学部, 61 (1), 149-155.
- 神奈川県 (2013). 神奈川県児童養護施設退所者追跡調査.
(<http://seiboaijen.com/pdf/kanagawa6.pdf>, 2018,1,1).
- 厚生労働省 (2012). 児童養護施設運営指針.
(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_04.pdf, 2018,1,1).
- 厚生労働省 (2016). 社会的養護の現状について.
(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000108941.pdf>,2018,1,1).
- 宮田暢子, 田中弘美 (2013). 児童養護施設における児童の退所に関する取り組みの報告: 全国調査の結果概要と自由記述回答の分析から. 国際経済労働研究, 68 (11), 20-27.
- 中村直樹 (2015). 児童福祉援助と「子ども中心アプローチ」—子どもの権利と要保護児童の当事者性をめぐって—. 北海道教育大学紀要, 第65巻第2号, 45-56.
- 増沢 高 (2009). 虐待を受けた子どもの回復と育ちを考える援助. 158, 福村出版, 東京都.
- 認定NPO法人ブリッジフォースマイル (2013). 全国児童養護施設調査 2012 社会的自立に向けた支援に関する調査.
(https://www.b4s.jp/_wp/wp-content/uploads/2013/05/db8d0983ff8df05c5d8d8cafad7c7381.pdf, 2018,1,1).
- 大村海太 (2012). 児童養護施設等退所者の自立に対する阻害要因と促進要因. キリスト教社会福祉学研究, 45, 65-76.
- 大阪市 (2012). 施設退所児童支援のための実態調査報告書.
(<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/cmsfiles/contents/0000161/161428/houkokusyo.pdf>, 2018,1,1).
- 大谷 尚 (2008). 4ステップコーディングによる質的データ分析手法SCATの提案—着手しやすく小規模データにも適用可能な理論化の手続き—. 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要, 54 (2), 27-44.
- 大谷 尚 (2011). SCAT:Steps for coding and Theorization:明示的手続きで着手しやすく小規模データに適用可能な質的データ分析手法. 日本感性工学会論文誌, 10 (3), 155-160.
- 埼玉県 (2013). 埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査報告書.
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/jittai-chosa-houkokusho/index.html>,2018,1,1).
- 櫻谷眞理子 (2014). 児童養護施設退所者へのアフターケアに関する研究. 立命館産業社会論集, 49 (4), 139-149.
- 静岡県 (2012). 静岡県における児童養護施設等退所者への実態調査報告書.
(<http://www.geocities.jp/fujinjinokai/item/2012jissekihokoku.pdf>,2018,1,1).
- 杉山千佳 (2005). 子どものいる場所とは何か, 現代のエスプリ, 457, 30-31
- 高橋亜美 (2010). 児童養護施設等退所者のアフターケア支援の取り組み.
(<https://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2012/05/A-07.pdf>,2018,1,1).
- 田村光子 (2016). 子どもの居場所の機能の検討. 植草学園短期大学研究紀要, 第17号, 31-42.
- 田中禮子 (2010). 社会的養護の退所者か居場所に求めているもの. 吉備国際大学研究紀要, 第20号, 87-97.
- 特定非営利法人ふたばふらっとホーム (2012). 社会的養護施設等及び里親出身者実態調査概要報告書.
(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/sonota/dl/120809_01.pdf,2018,1,1).
- 東京都福祉保健局 (2011). 東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書.
(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2011/08/DATA/6018u200.pdf>,2018,1,1)
- 山本智子 (2016). 発達障害がある人のナラティブを聴く —「あなた」の物語から学ぶ私たちのあり方—. 57, ミネルヴァ書房, 東京都.

受付: 2017年11月30日
受理: 2018年2月22日

〔研究報告〕

保健医療福祉系大学に所属する学生の怒り喚起・持続傾向とその関連要因

志渡 晃一¹⁾, 米田 龍大²⁾, 諏訪 達郎³⁾, 西垣 邦弘³⁾, 森谷 耕平³⁾, 石井 一輝³⁾, 米田 政葉⁴⁾

- 1) 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科
- 2) 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科臨床福祉学専攻 修士課程
- 3) 北海道医療大学看護福祉学部
- 4) 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科臨床福祉学専攻 博士後期課程

要旨

北海道内の保健医療福祉系学生446名（有効回答率89.4%）を対象とし、怒り喚起・持続傾向とライフスタイル、主観的健康感、首尾一貫感覚、AUDITの関連を検討した。分析に当たり、怒り喚起持続・傾向を目的変数、他の変数を説明変数とし、Fisherの直接確率検定及びロジスティック回帰分析にて関連を検討した。怒り喚起・持続傾向が高い群は、日ごろストレスが多く、SOCが低く、人に恵まれていると感じておらず、主観的幸福感が低かった。また、怒り喚起傾向及び怒り持続傾向の各下位尺度別にみても概ね同様の傾向が認められた。

キーワード

怒り, 怒り喚起, 怒り持続, 大学生

I. 緒言

怒りはだれもが持つ感情である。湯川（2008）は怒りについて、「自己もしくは社会への、不当なもしくは故意による（と認知される）、物理的もしくは心理的な侵害に対する、自己防衛もしくは社会維持のために喚起された、心身の準備状態」と定義している。この意味で怒りは人間に備わる防御反応の一種であり必要不可欠な情動であると捉えることができる。一方、過度な怒りは、社会生活に不利益をもたらすことも事実である。怒りという感情が対人葛藤を生み（木野, 2004）、日ごろからストレスが多いと感じている人が怒りやすい傾向にある（前橋, 2009）といった指摘は、容易に納得できる知見である。

怒り感情が、精神的健康のみならず、様々な疾病の危険因子になるという報告は多い。その中で怒り感情が循環器系疾患である心疾患の発生率を高めるといった指摘は注目に値する（前田, 1985；鈴木・春木, 1994；井澤・依田・小玉・野村, 2003；渡辺・小玉, 2004）。国内の成人男性を対象とした追跡調査により、怒りの程度が強くなると（心疾患の危険因子である）高血圧の発症率が高くなることが確認されている（大平・磯博・谷川・今野・北村・佐藤・内藤・嶋, 2003）。これらのことから、怒り感情の抑制は身体的、精神的、社会的に健康な生活を送る上で、重要な課題であると考えられる。

「ひとが怒る」という現象の出現には、何らかの刺激によって怒りという感情が引き起こされる「怒りの喚起」という段階と、その怒りが収まらず継続する「怒りの持続」という段階が想定されている。怒りという感情が頻繁に生じることや、その感情が長期化することは、健康への悪影響を増大させる方向に作用する（小玉・渡辺, 2002）。さらに怒りを表出させるということ自体が、身体症状も含めた精神的健康度に対し否定的に働く可能性が示唆されている（木野, 2004）。このように怒りはその感情が他者に対して表出されるか否かも含めて健康に対して種々の悪影響を与えると推察することができる。

大学生を対象とした研究において、怒りを精神的健康の一指標として捉え、関連要因について検討した研究は散見されている（崔・久永・竹澤, 2017；藤里・小玉, 2008）。ただし、怒りの喚起しやすさ及び持続傾向にまで踏み込んで関連要因について検討した研究は見当たらない状況である。そこで、本研究では、道央圏の大学生を対象として「怒りの喚起しやすさ」と「怒りの持続傾向」に焦点を当てて、ライフスタイルとの関連を検討することを目的とした。

II. 方法

1. 調査期間・対象・実査方法

2017年5～7月に、北海道の保健医療福祉系大学に所属する学生499名を対象として、無記名自記式質問紙票を用いた集合調査を行った。有効回答数446名（有効回答率98.4%）、男性127名、女性319名、平均年齢18.9±1.48歳であった。

＜連絡先＞

志渡 晃一

北海道医療大学大学院看護福祉学部内志渡研究室

E-mail: kochan@hoku-iryo-u.ac.jp